

令和 7 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 飯南町

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	110.2%
全職員	82.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	95.4%
本庁課長補佐相当職	96.8%
本庁係長相当職	95.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	-
3 1 ～ 3 5 年	93.9%
2 6 ～ 3 0 年	91.1%
2 1 ～ 2 5 年	93.0%
1 6 ～ 2 0 年	105.3%
1 1 ～ 1 5 年	106.9%
6 ～ 1 0 年	92.0%
1 ～ 5 年	127.7%

【説明欄】

・ (1)役職段階別の、本庁部局長・次長相当職には該当者がいないため記載なし
・ (2)勤続年数別の「3 6 年以上」区分には、一方の性別の該当者が少ないことにより特定の職員の給与が推測し得るため記載なし
・ 医師は本公表資料の算定から除外している
・ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」において女性の割合が大きいため、「全職員」で比較した場合の男女給与の差異が大きくなっている

*勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	35.5%

【説明欄】

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	26.7%
本庁課長補佐相当職	43.8%
本庁係長相当職	57.8%

【説明欄】

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	66.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	—
2週間以上1月以下	50%	0%	—	—
1月超3月以下	50%	0%	—	—
3月超6月以下	0%	0%	—	—
6月超9月以下	0%	0%	—	—
9月超12月以下	0%	50%	—	—
12月超24月以下	0%	50%	—	—
24月超	0%	0%	—	—

【説明欄】

・ 会計年度任用職員には育児休業取得対象者がいないため記載なし